

交通基本法の構成

(別紙4)

基本理念等

基本的施策

交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進(§1)

交通の安全の確保(§7)

交通安全対策基本法による施策との十分な連携等

交通

国民生活の安定向上・国民経済の健全な発展に不可欠
(交通基本法の法目的(§1))

国民の自立した日常生活等の確保
活発な地域間交流及び国際交流
物資の円滑な流通

交通の機能の
十分な発揮

国民等の交通に対する
基本的な需要の充足(§2)

交通による環境への
負荷の低減
(§4)

交通は
国民の日常生活・社会生活の基盤
国民の社会への積極的な参加に
際して重要な役割
↓
経済活動の基盤
↓
豊かな国民生活の実現
我が国の国際競争力の強化
及び地域の活力の向上
に寄与

交通の機能の確保及び向上(§3)

適切な役割分担及び有機的かつ効率的な連携(§5)

徒歩、自転車、自動車、鉄道車両、船舶、
航空機その他の手段による交通

それぞれの特性に応じて
適切に役割を分担

有機的かつ
効率的に連携

交通手段の選択に係る競争及び国民等の自由な選好

連携等による施策の推進(§6)

まちづくり、観光立国の
実現その他の観点

施策相互間の連携

国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設
管理者、住民その他の関係者との連携及び協働

総合的な交通体系の整備等
(§21)

まちづくりの観点からの施策の促進
(§22)

観光立国の実現の観点からの施策の推進
(§23)

協議の促進
(§24)

地方公共団体の施策
(§28)

技術の開発及び普及(§25)

国際的な連携の確保及び国際協力の推進(§26)

国民等の立場に立った施策の実施のための措置(§27)

国の施策

地方公共団体の施策

責務

国の責務
(§8)

地方公共団体の責務
(§9)

交通関連事業者及び交通
施設管理者の責務(§10)

国民の責務
(§11)

関係者の連携及び協力
(§12)

法制上の措置等
(§13)

年次報告等
(§14)

交通基本計画
(§15)

- 交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通基本計画を策定。計画案策定大臣は内閣総理大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣。計画案の策定にあたっては、環境大臣に協議。
- 閣議の決定を経て交通基本計画を定めるときは、遅滞なく、交通基本計画を国会に報告するとともに、公表。